

金融・証券税務便覧

1980

金融税務研究会編

金融・証券税務便覧 1980

昭和55年10月6日 印刷発行 定価 1,600円

検 印
省 略

編 集 金 融 税 務 研 究 会

発行人 戸 部 虎 夫

印刷人 奥 村 正 雄

発 行 所 社団法人 金融財政事情研究会

企 画・制 作 株式会社 金 融 財 政

電話 東京 (355) 2251 (出版事業部直通)

販売総代理店 株式会社 キ ン ザ イ

電話 東京 (358) 0011 (大代) 振替東京8-155845

東京都新宿区南元町19 (金融財政会館) 〒160

落丁・乱丁はおとりかえます

(製本／若林製本工場)

2333-08456-1409

1980 年度版の刊行にあたって

預金者、投資者はいうまでもなく、金融、証券関係者が利子・配当所得等に対する課税の現状を十分に理解しておくことは、業務遂行上からも不可欠の条件といえます。とくに第一線窓口・渉外担当者にとって関連税務基礎知識の充実は、営業推進上強力な“知的サービス”として大きな効果を発揮するものとなるでしょう。

しかし、昨今の経済社会の変動を背景として金融は多岐にわたっているため、金融・証券に伴う税務も複雑なものとなっています。また、経済社会の進展に伴い税制自体も改正されていくので、これを全般的に理解していくことは必ずしも容易ではありません。

「金融・証券税務便覧」は、このような背景を踏まえて、金融機関、証券会社関係者に焦点を定め、従来の税務関連解説書の難点を克服することに編集のポイントをおいた画期的なハンドブックです。解説はあくまで実務上の「手順」と「チェックポイント」を中心に見開きページで簡潔にまとめ、多忙な第一線の方々が即座に活用できるよう配慮しております。

本年度版の改訂に当っては、少額貯蓄等利用者カード制度の創設、譲渡性預金の譲渡等に関する告知及び調書の提出についての法制化、民法一部改正に伴う相続税法の改正等々、昭和55年度税制の改正ポイントを織り込んだほか、新たに譲渡資産関係の税務を追加収録し、さらに顧客サービスに役立つよう内容の充実を図りました。

本便覧は創刊以来、「真に役立つ第一線金融・証券関係者のための税務手引」として好評を得ておりますが、今後ますます利用者各位のお役に立つよう執筆・監修者一同努力していく所存です。

昭和55年 7 月

金融税務研究会

金融税務研究会

大蔵省主税局税制第一課課長補佐 中川 雅治

国税庁直税部法人税課課長補佐 下村 芳夫

“ 源泉所得税監理係長 春日 清弘

全国銀行協会連合会事務部

信託協会業務部

日本証券業協会企画部

(社)金融財政事情研究会 彦坂信次郎

(社)金融財政事情研究会・税理士 布施 常蔵

(お願い……次回編集の参考にしたいと
思いますので、この便覧をどのように利
用されておられるか、そのご経験、ご使
用に際してお気付きの点、あるいはご意
見等をお聞かせ下さい。)

目 次

昭和55年度税制改正のポイント

〔国税関係〕

● 給与所得控除の見直し	2
● 退職給与引当金の累積限度額の引下げ	2
● 譲渡性預金の譲渡等に関する告知・調書の提出	3
● 利子・配当所得等の課税の特例の改正	4
● 住宅税制(給与所得の課税の特例の改正)	5
● 土地税制(譲渡所得の課税の特例の改正)	7
● 減価償却の特例関係	10
● 準備金関係	12
● 相続税法の改正	13

〔地方税関係〕

● 住民税	15
● 不動産取得税	17

I 預貯金利子関連の税務

1. 預貯金利子と税務	20
1 現行利子課税の仕組み	20
2 利子所得の範囲	22
3 非課税とされる利子所得の範囲	24
4 利子所得の収入金額の計上時期	26
5 法人が受け取る利子所得の取扱い	28
6 非居住者・外国法人の預金利子の取扱い	30
7 少額公債の利子の非課税制度	32
8 郵便貯金の利子の非課税制度	34
9 割引債の償還差益に対する課税方法	36
10 納税準備預金の利子の非課税制度	38
11 納税貯蓄組合預金の利子の非課税制度	40
12 定期積金の課税関係	42
13 勤務先預金制度	44
14 勤務先預金と税務	46
15 金融機関等の受取利子の源泉徴収不適用制度	48
16 譲渡性預金の譲渡等に関する告知および調書の提出	50

2. 総合課税	52
1 総合課税の意義	52
2 利子所得の総合課税	54
3 総合課税を受けるための預金者の手続	56
4 支払調書の役割	58
5 支払調書の提出	60
6 支払調書の提出方法	62
7 利子所得と確定申告	64
3. 申告不要制度	66
1 利子所得の申告不要制度	66
2 各種預貯金利子の税負担	68
4. 源泉分離選択課税制度	70
1 源泉分離課税の仕組み	70
2 源泉分離課税の適用を受けられる人と手続	72
3 源泉分離課税の選択申告書の様式と記載方法	74
4 源泉分離課税選択申告書の取消・移管	76
5 公社債の利子、証券投資信託の収益分配金	78
5. 少額貯蓄非課税制度	80
1 少額貯蓄非課税制度のあらまし	80
2 少額貯蓄非課税制度を利用できる人	82
3 少額貯蓄非課税制度の対象とされる貯蓄の範囲	84
4 非課税貯蓄を受け入れる金融機関等の範囲	86
5 非課税貯蓄限度額と多種類・多店舗方式	88
6 少額貯蓄非課税制度の対象とされる利子所得の範囲	90
7 少額貯蓄非課税制度の適用を受けるための手続	92
8 非課税貯蓄の申告手続	94
9 非課税貯蓄申告書の記載事項	96
10 非課税貯蓄申告書の受理(1)	98
11 非課税貯蓄申告書の受理(2)	100
12 非課税貯蓄申告書の税務署への送付	102
13 非課税貯蓄限度額の変更	104
14 他店舗経由の非課税貯蓄限度額の変更	106
15 非課税貯蓄に関する住所・氏名・店舗の変更	108
16 非課税貯蓄の廃止、非課税貯蓄者の死亡	110
17 店舗限度額の管理	112
18 非課税貯蓄の申込手続	114
19 非課税貯蓄申込書の最高限度額方式	116
20 非課税貯蓄の相続	118

21	非課税限度額をこえるとして税務署から申告書が返戻された場合	120
22	申告書記載の住所・氏名が虚偽であるとして税務署から申告書が返戻された場合	123
23	非課税関係書類の整理保存	124
6.	少額貯蓄等利用者カード制度	126

II 株式と税務

1	配当課税の仕組み	132
2	配当所得の範囲	134
3	みなし配当	136
4	配当所得の金額の計算	138
5	配当控除制度	140
6	少額配当所得の申告不要制度	142
7	株式の配当所得の源泉分離選択課税	144
8	源泉分離課税の選択申告書の効力	146
9	有価証券の譲渡による所得の課税関係	148
10	有価証券の継続的取引から生ずる所得	150
11	同一銘柄の株式等を相当数譲渡したことによる所得および株式の買集めによる所得	152
12	特別報告銘柄の株式を指定期間中に相当数の売買をしたことによる所得	154
13	事業等譲渡類似の有価証券の譲渡による所得	156
14	株式形態のゴルフ会員権の譲渡による所得	158
15	従業員持株制度とその課税関係	160
16	有価証券の範囲と有価証券取引税	162

III 法人の投資関連と税務

1	国内株式	166
2	国内投資信託	175
3	国内公社債投資	177
4	外国証券投資	179

IV 外国証券と税務

1	外国株式	182
2	外国株式の売買益に対する課税	184
3	外国公社債	186
4	ブラジル円建債とみなし外国税額控除	188

5	外国投資信託	190
---	--------	-----

V その他の関連税務

1	住宅貯蓄控除制度	194
2	住宅貯蓄契約の要件と取扱貯蓄機関	196
3	取扱貯蓄機関等の融資額	198
4	住宅等の取得とその範囲	200
5	転職した場合の財形住宅貯蓄契約の継続等	202
6	住宅貯蓄控除の手続	204
7	住宅貯蓄証明書の発行・交付	206
8	住宅貯蓄に関する通知・記録・帳簿の保存	208
9	要件違反の場合の控除相当額の徴収	210
10	住宅貯蓄控除相当額の徴収と徴収を要しない場合	212
11	住宅取得控除制度	214
12	住宅取得控除の対象となる家屋および割賦償還金等の範囲	216
13	住宅取得控除を受けるための手続	218
14	財産形成貯蓄非課税制度と税務	220
15	海外転勤者の財形貯蓄非課税制度の継続適用	230
16	勤労者財産形成給付金契約と税務	232
17	勤労者財産形成基金契約と税務	234
18	財形給付金・財形基金制度におけるやむをえない場合の 中途支払理由と特別法人税	236
19	生命保険金と税務	238
20	退職金と税務	240
21	相続の税務	242
22	相続税の課税財産の範囲	244
23	相続税の非課税財産の範囲	246
24	相続財産となる生命保険金・退職金の税務	248
25	相続税額の計算	250
26	相続税の申告と納付	252
27	民法改正に伴う相続税法の一部改正	254
28	贈与の税務	256
29	みなし贈与財産	258
30	同族会社の株式をめぐる課税関係(みなし贈与財産)	260
31	贈与税の非課税財産の範囲	262
32	贈与税の計算と申告	264
33	相続税・贈与税の財産評価 1 (法定評価によるもの—— 地上権、定期金・生命保険契約の権利、立木)	266

34	相続税・贈与税の財産評価 2 (財産評価通達によるもの ——宅地、借地権)	269
35	相続税・贈与税の財産評価 3 (宅地および宅地の上に存 る権利の評価についての調整率表)	271
36	相続税・贈与税の財産評価 4 (農地、耕作権、山林、家 屋、借家権)	275
37	相続税・贈与税の財産評価 5 (構築物、動産、商品等、 書画骨とう品、無体財産権)	277
38	相続税・贈与税の財産評価 6 (株式の評価)	279
39	資産の譲渡と税務	284
40	譲渡所得の取得費の範囲と計算	286
41	譲渡所得の金額の計算方法	288
42	借地権等の設定と税務	290
43	土地等の長期譲渡所得の課税方法	292
44	譲渡所得の特例(交換・買換えの特例)	294
45	譲渡所得の特例(居住用財産を譲渡した場合の3000万円控 除の特例)	296
46	譲渡所得の特例(収用等の特別控除の特例)	298
47	資産の取得・保有と税務	300
48	資産の取得と税務	302
49	固定資産の保有と税務	304
50	登録免許税と税務	306

VI 印 紙 税

1	現行印紙税額一覧表	312
2	印紙税のあらまし	317
3	預貯金通帳に対する印紙税納付の特例制度について	323

〔付〕 関連法令等一覧

1	利子所得の非課税法人一覧	340
2	利子・配当課税のあらまし	348
3	利子・配当課税関係法令	350
(1)	所得税法(抄)	350
(2)	所得税法施行令(抄)	362
(3)	所得税法施行規則(抄)	376
(4)	租税特別措置法(抄)	387
(5)	租税特別措置法施行令(抄)	409
(6)	租税特別措置法施行規則(抄)	436

4 参考法令	455
(1) 勤労者財産形成促進法(抄)	455
(2) 勤労者財産形成促進法施行令(抄)	465
(3) 当せん金附証票法(抄)	467
(4) 納税貯蓄組合法(抄)	467
(5) 納税貯蓄組合法施行令(抄)	467
(6) 郵便貯金法(抄)	468

関係書式類目次

定期積金証書	43
勤務先預金受入申告書	47
譲渡性預金の譲渡に関する告知書	50
譲渡性預金の譲渡等に関する調書	51
利子等の告知書	57
利子等の支払調書	59
利子所得の源泉分離課税の選択申告書	75
非課税貯蓄申告書	96
非課税貯蓄申告書等送付書	103
非課税貯蓄限度額変更申告書	105
非課税貯蓄限度額変更申告書送付状(金融機関取次ぎ用)	107
非課税貯蓄申込書	115
非課税貯蓄相続申込書	119
非課税貯蓄申告書に関する証明方お願い	121
非課税貯蓄申告書に関する証明	122
住所・氏名が住民票にない非課税貯蓄申告書に関する調査結果に ついて	123
株式等に係る配当所得の源泉分離課税の選択申告書	145
ブラジル国債の利子支払について	189
住宅貯蓄証明書	207
給与所得者の住宅貯蓄控除申告書	207
住宅貯蓄年末調整控除額の通知	208
財産形成非課税貯蓄申告書	225
財産形成非課税貯蓄申込書	226
財産形成非課税貯蓄に関する異動申告書	227
財産形成非課税貯蓄の勤務先異動申告書	227
印紙税申告・申請等事務代理人届出書	333
印紙税一括納付承認申請書	336
印紙税納税申告書	337

昭和55年度税制改正のポイント

〔 国 税 関 係 〕

● 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、年間の給与収入のうち1000万円をこえる部分に適用される給与所得控除の控除率が5%（改正前10%）に引き下げられました（所法28）。

給与所得控除は、勤労に伴う費用が収入の増加に応じてなにかしかなの増加をするという事実および給与所得と他の所得との負担の調整を図ることを考慮して設けられているものですが、改正前の給与収入600万円をこえるものについて一律10%の控除率を適用するのは給与所得控除の性格からみて問題があるとの批判があったこともあって、現行制度の収入の増加に伴い逡減的に控除率が減少するという仕組みはそのままとし、1000万円をこえる高額な給与収入に適用される控除率の引下げが行なわれたのです。

● 退職給与引当金の累積限度額の引下げ

退職給与引当金制度は、退職給与規定を定めている法人が、使用人の退職給与にあてるため、a 退職給与規定が労働協約による場合または労働協約によっていないが労働者の団体的意見および規定の周知を行なった事実を記載した書面を添付した場合には、次の①、②のうちいずれか少ない金額、b 労働協約によっていない場合（a に該当する場合を除く）には、①、②、③のうち最も少ない金額を退職給与引当金に繰り入れたときは、その繰入額の損金算入を認めるというものです（法法55①、法令 106 ①、②）。

① 要支給額発生額基準

$$\frac{\text{当期末の退職給与} - \text{前期末の退職給与}}{\text{与の要支給額}} \times \text{与の要支給額}$$

② 累積限度額基準

$$\left(\frac{\text{当期末の退職給与}}{\text{与の要支給額}} \times \frac{50(\text{改正後}40)}{100} \right) - \text{繰越退職給与引当金の期末現在額}$$

③ 給与総額基準

$$\frac{\text{期末在職使用人に期中に} \times \frac{6}{100}}{\text{おいて支給した給与総額}}$$

この退職給与引当金は、使用人が退職した場合に取り崩すほか、累積限度額（当期末の退職給与の要支給額の50%相当額）をこえることとなった場合には、そのこえる部分の金額を取り崩して、益金算入することとされています。

す（法55②，法令107）。

今回の改正により，退職給与引当金の累積限度額が，期末における退職給与の要支給額の100分の40（改正前100分の50）に引き下げられました。

この改正は，法人の昭和55年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税から適用されますが，この縮減による税負担の激変を緩和するため，改正後の累積限度額（期末退職給与の要支給額の100分の40相当額）が，直前の事業年度終了の日における退職給与引当金勘定の金額をこえることとなるまでは，前事業年度終了の日における退職給与引当金勘定の金額を累積限度額とする，いわゆる積増停止の経過措置がとられています。

（1）改正事業年度

改正事業年度（昭和55年4月1日以後最初に終了する事業年度）においては，次の②の金額が①の金額をこえるときは，②の金額が累積限度額となります（②の金額が①の金額をこえないときは，新法をそのまま適用していくことになります）。

- ① 改正事業年度終了の時ににおいて新率（100分の40）で計算した累積限度額
- ② 次の金額のうちいずれか少ない金額
 - a 改正直前期末の退職給与引当金の額
 - b 改正事業年度終了の時ににおいて旧率（100分の50）により計算した累積限度額

（2）その後の事業年度

（1）の経過措置の適用を受けた法人は，新率（100分の40）により計算した累積限度額が前期末の退職給与引当金の額をこえることとなるまでは，次の①および②のうちいずれか少ない金額が累積限度額となります。

- a 前期末の退職給与引当金の額
- b 当期末において旧率（100分の50）により計算した累積限度額

（注）所得税法においても同様の改正が行なわれています（所令154～156）。

● 譲渡性預金の譲渡等に関する告知・調書の提出

（1）告知・確認義務

国内において，譲渡禁止の特約のない指名債権である譲渡性預金の譲渡または譲受けをした者（個人，法人を問いません）は，譲渡または譲受けをした日の属する翌月末日までにその譲渡性預金証書の発行金融機関の営業所または事務所に対して，告知書（所規別表第四の書式）を提出しなければならないこととされました（所法224の2，所令336，所規81の2①）。この告知書が金融機関に提出された場合には，その提出を受けた金融機関の営業所または事

務所の長は、その告知書の記載事項のうち氏名(名称)・住所を確認しなければならないこととされています(所法224の2、所規81の2②)。この場合の確認の方法は、無記名公社債の利子等の受領者の告知の場合と同様です。

(2) 譲渡または譲受けに関する調書

告知書を受領した金融機関は、この受領した告知書ごとにその告知書に記載されている取引の内容を記載した調書(所規別表第八(二)の書式によります)をその告知書を受領した日の翌月末日までに、所轄税務署長に提出しなければなりません(所法228②、所規97③)。

(3) 譲渡性預金の譲渡等に関する告知書に偽りの記載をして提出したものは、無記名公社債の利子等の受領者の告知書の場合と同様に秩序罰が課されます(所法242五)。

なお、この改正は昭和55年5月1日以後にC Dの譲渡または譲受けを行なったものから適用されます(改正所法附則9)。

● 利子・配当所得等の課税の特例の改正

(1) 総合課税への移行

利子・配当所得等については、税負担の公平を図る見地から総合課税に移行することが望ましいことは税制調査会の答申においてもしばしば指摘されてきました。ただ、これらの所得の総合課税については、この所得の把握体制が十分整備されないままにそれが実施される場合には、新たな不公平を招くおそれがあるとして、これまで実現をみませんでした。

ところで、利子・配当所得の源泉分離選択課税制度の適用期限は昭和55年12月31日に到来することとなっていますが、これを契機に、税負担の公平を図る見地から、総合課税に移行することとされました。

個人が受ける利子・配当所得および割引債の償還差益に対する課税が総合課税へ移行することに関連して、郵便貯金および少額預金の利子所得等の非課税制度の公正な運営と利子・配当所得等の適正な課税の確保等に資するため、少額貯蓄等利用者カード(いわゆるグリーンカード)制度が創設されました。

この制度については、国民の理解と慣熟が必要であるとともに国税当局、金融機関等の対応体制を整えるための準備期間を要することから、総合課税の実施時期は昭和59年1月1日とされています(改正所法附則4①)。

グリーンカード制度の概要は、次のとおりです。

- ① 郵便貯金の預入をしようとする者や少額貯蓄非課税制度、少額公債非課税制度を利用しようとする者は、少額貯蓄等利用者カードの交付申請書に住民票の写しなど(法人の場合は、法人の登記簿の抄本)一定の書類を添付して提出することにより、国から少額貯蓄等利用者カードの交

付を受けます（所法11の3，措法4）。

なお、このカードは、昭和58年1月1日以後交付申請書を提出することにより、その交付を受けることができます。

- ② 非課税貯蓄の預入等をする者は、郵便局や金融機関等にカードを提示します。それにより郵便局や金融機関等は、貯蓄者の本人確認を行いません。

なお、少額貯蓄非課税制度や少額公債非課税制度を利用する場合には、カードに非課税貯蓄限度額を記載し、金融機関の確認を受けます（所法10③，⑥）。

- ③ 課税貯蓄の利子・配当等の支払を受ける者は、その支払をする金融機関等にカードを提示して、氏名（または名称）およびカードの交付番号を告知し、本人確認を受けます（所法10②）。

この場合、カードを提示しない人は、住民票の写しなどの書類を提出して氏名（または名称）および住所を告知しなければなりません。

- ④ カードの交付番号については守秘義務が課され、その違反に対しては一般の国家公務員より加重された罰則が付されています（所法243）。

（2）総合課税移行までの間の経過措置

利子・配当所得および割引債の償還差益に対する課税が、昭和59年以後総合課税へ移行することとされ、それまでの間の措置として、次に掲げる特例制度の適用期限が、昭和58年12月31日まで3年間延長されました（措法3，3の2，3の3，8の2，8の4，8の5，9）。

- ① 利子・配当所得の35%の税率による源泉分離課税制度
- ② 普通預金等の利子および1銘柄年10万円以下の配当の確定申告不要制度
- ③ 証券投資信託の収益の分配に係る配当控除不適用の特例制度
- ④ 割引債の償還差益の16%の税率による源泉分離課税制度

●住宅税制（給与所得の課税の特例の改正）

（1）勤労者の住宅取得に係る経済的利益等の課税の特例の縮小

給与所得者（役員その他一定の人を除きます）が昭和55年12月31日までに勤務先等から受ける次の経済的利益等については、使用人である地位に基づいて通常受ける経済的利益等の水準を著しくこえる部分を除き、所得税が課税されないことになっていました（措法29）。

- ① 勤務先から自己の居住用の住宅等を低額で譲り受けたことによる経済的利益（時価の2分の1未満の価額で譲り受けた場合には、時価の2分の1相当額と譲渡代価との差額に相当する経済的利益は課税対象となります）